

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 27 年  
11月20日  
(金曜日)

## 目 次

○告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....二
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....二
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課).....三
- 土砂災害警戒区域の指定の解除(四件)(砂防課).....三
- 土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....七
- 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....九
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課).....一

○公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(三件)(県民生活課).....二
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....三
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....三
- 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課).....四

## 山口県告示第四百八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。



平成二十七年十一月二十日

名 医	称 療	所 在 地	山口県知事	村 岡 嗣 政
浅井外科医院	柳井市中央三丁目一九番七号	平成二七、一〇、一〇		
しらいし歯科クリニック	防府市緑町一丁目一番一七号	〃 〃 八、三〇		
空港前薬局	岩国市中津町三丁目一番一八号	〃 〃 一〇、二一		

## 山口県告示第四百九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年十一月二十日

名 医	称 療	所 在 地	山口県知事	村 岡 嗣 政
かとう整形外科・リハビリテーション科	宇部市大字東須恵一九六三	平成二七、一一、一		
すさくりニック	萩市大字須佐一三八四の一	〃 〃 七、〃		
岩本医院	周南市大字須々万本郷三五六の三	〃 〃 一〇、〃		
森岡医院	〃 新宿通五丁目一番三七号	〃 〃 七、〃		
しらいし歯科クリニック	防府市緑町一丁目一番一七号	〃 〃 八、三一		
友薬局	宇部市大字東須恵一九六三	〃 〃 一一、一		
すぎのこ薬局	周南市大字須々万本郷三五六の四	〃 〃 一〇、〃		

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	所在地	指定年月日
合同会社HAC	宇部市大字西岐波四四七〇の八	リハビリ訪問看護ステーション	宇部市大字西岐波四四七〇の八	平成二七、一一、一
ANAMATA	〃	FuntoLi	〃	〃

山口県告示第四百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業所 名 称	所 在 地	廃止年月日
サンキ・ウエル 株式会社	広島市西区商工 センター六丁目 一番一―号	サンキ・ウエル 介護センター ―新南陽	周南市政所二丁 目七番二号	平成二七、 一〇、三一

山口県告示第四百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	所 在 地	事業の 種類	指定年月日
株式会社ライ ジング	宇部市大字妻 崎開作一―〇 の一	ぐうです薬局	宇部市大字西 岐波三二三	居宅療 養管理 指導	平成二七、 一〇、一
株式会社M. C.S.	下松市大字西 豊井一四〇四 の一〇	デイサービス Sankō	下松市瑞穂町 四丁目一六番 一六号	通所介 護	平成二六、 六、六
有限会社ミセ スヘルパー	宇部市大字西 岐波五二二四 の三	第3宅老所喜 楽苑	宇部市大字西 岐波五二二五 の五	認知症 対応型 通所介 護	平成二七、 一〇、〃

山口県告示第四百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名 称	所 在 地	事業の 種類	指定年月日
株式会社ライ ジング	宇部市大字妻 崎開作一―〇 の一	ぐうです薬局	宇部市大字西 岐波三二三	介護予 防居宅 療養管 理指導	平成二七、 一〇、一
有限会社ミセ スヘルパー	宇部市大字西 岐波五二二四 の三	第3宅老所喜 楽苑	〃 五二二五 の五	介護予 防認知 症対応 型通所 介護	〃 〃 〃

山口県告示第四百十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十七年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
錦見三丁目(5)地区
- 二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号  
と九号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	錦 見 三 丁 目	一〇三三四の一	一号
〃	〃	一一〇の九	二号
〃	〃	一一〇の九	三号
〃	〃	一〇八の二	四号
〃	〃	一〇八の九	五号
〃	〃	一〇八の八	六号

〃	〃	〃	一〇〇三三	七号
〃	〃	〃	一〇〇二二	八号
〃	〃	〃	一〇〇一〇	九号

**山口県告示第四百十四号**

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成七年山口県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

角②地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を市道角一号線東側境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	角	角	三二八の一	一号
〃	〃	〃	三二八の一	二号
〃	〃	〃	四〇	三号
〃	〃	〃	四〇	四号
〃	〃	〃	三三〇の一	五号
〃	〃	〃	三三〇の一	六号
〃	〃	〃	二七の一	七号
〃	〃	〃	二五の一	八号
〃	〃	〃	二二	九号
〃	〃	〃	三四二の一	十号

**山口県告示第四百十五号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成

十八年山口県告示第六百三十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

- 依山湯町(一)、依山湯町(二)、依山湯町(三)、依山湯町(四)、依山湯町(五)、依山湯町(六)、依山湯町(七)、依山湯町(八)、依山湯町(九)、依山湯町(十)、依山湯町(十一)、依山湯町(十二)、依山湯町(十三)、依山湯町(十四)、依山湯町(十五)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。）

一 解除に係る区域の名称

- 依山湯町(一)、依山湯町(二)、依山湯町(三)、依山湯町(四)、依山湯町(五)、依山湯町(六)、依山湯町(七)、依山湯町(八)、依山湯町(九)、依山湯町(十)、依山湯町(十一)、依山湯町(十二)、依山湯町(十三)、依山湯町(十四)、依山湯町(十五)、依山湯町(十六)、依山湯町(十七)、依山湯町(十八)、依山湯町(十九)、依山湯町(二十)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第四百十六号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成十九年山口県告示第二百五十七号）により指定された区域についての指定を次のとおり

解除する。

平成二十七年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

- 俵山下安田(一)(1)、俵山下安田(一)(2)、俵山下安田(一)(3)、俵山下安田(一)(4)、俵山下安田(一)(5)、俵山下安田(一)(6)、俵山下安田(一)(7)、俵山下安田(一)(8)、俵山下安田(一)(9)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る区域の名称

- 俵山下安田(二)(1)、俵山下安田(二)(2)、俵山下安田(二)(3)、俵山下安田(二)(4)、俵山下安田(二)(5)、俵山下安田(二)(6)、俵山下安田(二)(7)、俵山下安田(二)(8)、俵山下安田(二)(9)、俵山下安田(二)(10)、俵山下安田(二)(11)、俵山下安田(二)(12)、俵山下安田(二)(13)、俵山下安田(二)(14)、俵山下安田(二)(15)、俵山下安田(二)(16)、俵山下安田(二)(17)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十年山口県告示第四百十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

- 通(一)(1)、通(一)(2)、通(一)(3)、通(一)(4)、通(一)(5)、通(一)(6)、通(一)(7)、通(一)(8)、通(一)(9)、通(一)(10)、通(一)(11)、通(一)(12)、通(一)(13)、通(一)(14)、通(一)(15)、通(一)(16)、通(一)(17)、通(一)(18)、通(一)(19)、通(一)(20)、通(一)(21)、通(一)(22)、通(一)(23)、通(一)(24)、通(一)(25)、通(一)(26)、通(一)(27)、通(一)(28)、通(一)(29)、通(一)(30)、通(一)(31)、通(一)(32)、通(一)(33)、通(一)(34)、通(一)(35)、通(一)(36)、通(一)(37)、通(一)(38)、通(一)(39)、通(一)(40)、通(一)(41)、通(一)(42)、通(一)(43)、通(一)(44)、通(一)(45)、通(一)(46)、通(一)(47)、通(一)(48)、通(一)(49)、通(一)(50)、通(一)(51)、通(一)(52)、通(一)(53)、通(一)(54)、通(一)(55)、通(一)(56)、通(一)(57)、通(一)(58)、通(一)(59)、通(一)(60)、通(一)(61)、通(一)(62)、通(一)(63)、通(一)(64)、通(一)(65)、通(一)(66)、通(一)(67)、通(一)(68)、通(一)(69)、通(一)(70)、通(一)(71)、通(一)(72)、通(一)(73)、通(一)(74)、通(一)(75)、通(一)(76)、通(一)(77)、通(一)(78)、通(一)(79)、通(一)(80)、通(一)(81)、通(一)(82)、通(一)(83)、通(一)(84)、通(一)(85)、通(一)(86)、通(一)(87)、通(一)(88)、通(一)(89)、通(一)(90)、通(一)(91)、通(一)(92)、通(一)(93)、通(一)(94)、通(一)(95)、通(一)(96)、通(一)(97)、通(一)(98)、通(一)(99)、通(一)(100)



- 重(20)、西深川(1)、西深川(2)、西深川(3)、西深川(4)、西深川(5)、西深川(6)、西深川(7)、西深川(8)、西深川(9)、西深川(10)、西深川(11)、西深川(12)、西深川(13)、西深川(14)、西深川(15)、西深川(16)、東深川(1)、東深川(2)、東深川(3)、東深川(4)、東深川(5)、東深川(6)、東深川(7)、東深川(8)、東深川(9)、東深川(10)、東深川(11)、東深川(12)、東深川(13)、東深川(14)、東深川(15)、東深川(16)、東深川(17)、東深川(18)、東深川(19)、東深川(20)、東深川(21)、東深川(22)、東深川(23)、東深川(24)、東深川(25)、東深川(26)、東深川(27)、東深川(28)、東深川(29)、東深川(30)、東深川(31)、東深川(32)、東深川(33)、東深川(34)、東深川(35)、東深川(36)、東深川(37)、東深川(38)、東深川(39)、東深川(40)、東深川(41)、東深川(42)、東深川(43)、東深川(44)、東深川(45)、東深川(46)、東深川(47)、東深川(48)、東深川(49)、東深川(50)、東深川(51)、東深川(52)、東深川(53)、東深川(54)、東深川(55)、東深川(56)、東深川(57)、東深川(58)、東深川(59)、東深川(60)、東深川(61)、東深川(62)、東深川(63)、東深川(64)、東深川(65)、東深川(66)、東深川(67)、東深川(68)、東深川(69)、東深川(70)、東深川(71)、東深川(72)、東深川(73)、東深川(74)、東深川(75)、東深川(76)、東深川(77)、東深川(78)、東深川(79)、東深川(80)、東深川(81)、東深川(82)、東深川(83)、東深川(84)、東深川(85)、東深川(86)、東深川(87)、東深川(88)、東深川(89)、東深川(90)、東深川(91)、東深川(92)、東深川(93)、東深川(94)、東深川(95)、東深川(96)、東深川(97)、東深川(98)、東深川(99)、東深川(100)

- 二 解除に係る区域の範囲
    - 次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
    - 土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十年山口県告示第五百六十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
    - 日置上(1)、日置上(2)、日置上(3)、日置上(4)、日置上(5)、日置上(6)、日置上(7)、日置上(8)、日置上(9)、日置上(10)、日置上(11)、日置上(12)、日置上(13)、日置上(14)、日置上(15)、日置上(16)、日置上(17)、日置上(18)、日置上(19)、日置上(20)、日置上(21)、日置上(22)、日置上(23)、日置上(24)、日置上(25)、日置上(26)、日置上(27)、日置上(28)、日置上(29)、日置上(30)、日置上(31)、日置上(32)、日置上(33)、日置上(34)、日置上(35)、日置上(36)、日置上(37)、日置上(38)、日置上(39)、日置上(40)、日置上(41)、日置上(42)、日置上(43)、日置上(44)、日置上(45)、日置上(46)、日置上(47)、日置上(48)、日置上(49)、日置上(50)、日置上(51)、日置上(52)、日置上(53)、日置上(54)、日置上(55)、日置上(56)、日置上(57)、日置上(58)、日置上(59)、日置上(60)、日置上(61)、日置上(62)、日置上(63)、日置上(64)、日置上(65)、日置上(66)、日置上(67)、日置上(68)、日置上(69)、日置上(70)、日置上(71)、日置上(72)、日置上(73)、日置上(74)、日置上(75)、日置上(76)、日置上(77)、日置上(78)、日置上(79)、日置上(80)、日置上(81)、日置上(82)、日置上(83)、日置上(84)、日置上(85)、日置上(86)、日置上(87)、日置上(88)、日置上(89)、日置上(90)
  - 二 解除に係る区域の範囲
    - 次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
    - 急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 解除に係る区域の名称
    - 日置上(1)、日置上(2)、日置上(3)、日置上(4)、日置上(5)、日置上(6)、日置上(7)、日置上(8)、日置上(9)、日置上(10)、日置上(11)、日置上(12)、日置上(13)、日置上(14)、日置上(15)、日置上(16)、日置上(17)、日置上(18)、日置上(19)、日置上(20)、日置上(21)、日置上(22)、日置上(23)、日置上(24)、日置上(25)、日置上(26)、日置上(27)、日置上(28)、日置上(29)、日置上(30)、日置上(31)、日置上(32)、日置上(33)、日置上(34)、日置上(35)、日置上(36)、日置上(37)、日置上(38)、日置上(39)、日置上(40)、日置上(41)、日置上(42)、日置上(43)、日置上(44)、日置上(45)、日置上(46)、日置上(47)、日置上(48)、日置上(49)、日置上(50)、日置上(51)、日置上(52)、日置上(53)、日置上(54)、日置上(55)、日置上(56)、日置上(57)、日置上(58)、日置上(59)、日置上(60)、日置上(61)、日置上(62)、日置上(63)、日置上(64)、日置上(65)、日置上(66)、日置上(67)、日置上(68)、日置上(69)、日置上(70)、日置上(71)、日置上(72)、日置上(73)、日置上(74)、日置上(75)、日置上(76)、日置上(77)、日置上(78)、日置上(79)、日置上(80)、日置上(81)、日置上(82)、日置上(83)、日置上(84)、日置上(85)、日置上(86)、日置上(87)、日置上(88)、日置上(89)、日置上(90)
  - 二 解除に係る区域の範囲
    - 次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
    - 急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)







- (106) 俵山(一)(07)、俵山(一)(08)、俵山(一)(09)、俵山(一)(10)、俵山(一)(11)、俵山(一)(12)、俵山(一)(13)、俵山(一)(14)、俵山(一)(15)、俵山(一)(16)、俵山(一)(17)、俵山(一)(18)、俵山(一)(19)、俵山(一)(20)、俵山(一)(21)、俵山(一)(22)、俵山(一)(23)、西深川(一)(1)、西深川(一)(2)、西深川(一)(3)、西深川(一)(4)、西深川(一)(5)、西深川(一)(6)、西深川(一)(7)、西深川(一)(8)、西深川(一)(9)、西深川(一)(10)、西深川(一)(11)、西深川(一)(12)、西深川(一)(13)、西深川(一)(14)、西深川(一)(15)、西深川(一)(16)、西深川(一)(17)、西深川(一)(18)、西深川(一)(19)、西深川(一)(20)、西深川(一)(21)、西深川(一)(22)、西深川(一)(23)、西深川(一)(24)、西深川(一)(25)、西深川(一)(26)、西深川(一)(27)、西深川(一)(28)、西深川(一)(29)、西深川(一)(30)、西深川(一)(31)、西深川(一)(32)、西深川(一)(33)、西深川(一)(34)、西深川(一)(35)、西深川(一)(36)、西深川(一)(37)、西深川(一)(38)、西深川(一)(39)、西深川(一)(40)、西深川(一)(41)、西深川(一)(42)、西深川(一)(43)、西深川(一)(44)、西深川(一)(45)、西深川(一)(46)、西深川(一)(47)、西深川(一)(48)、西深川(一)(49)、西深川(一)(50)、西深川(一)(51)、西深川(一)(52)、西深川(一)(53)、西深川(一)(54)、西深川(一)(55)、西深川(一)(56)、西深川(一)(57)、西深川(一)(58)、西深川(一)(59)、西深川(一)(60)、西深川(一)(61)、西深川(一)(62)、西深川(一)(63)、西深川(一)(64)、西深川(一)(65)、西深川(一)(66)、西深川(一)(67)、西深川(一)(68)、西深川(一)(69)、西深川(一)(70)、西深川(一)(71)、西深川(一)(72)、西深川(一)(73)、西深川(一)(74)、西深川(一)(75)、西深川(一)(76)、西深川(一)(77)、西深川(一)(78)、西深川(一)(79)、西深川(一)(80)、西深川(一)(81)、西深川(一)(82)、西深川(一)(83)、西深川(一)(84)、西深川(一)(85)、西深川(一)(86)、西深川(一)(87)、西深川(一)(88)、西深川(一)(89)、西深川(一)(90)、西深川(一)(91)、西深川(一)(92)、西深川(一)(93)、西深川(一)(94)、西深川(一)(95)、西深川(一)(96)、西深川(一)(97)、西深川(一)(98)、西深川(一)(99)、西深川(一)(100)

- (45) 日置上(一)(46)、日置上(一)(47)、日置上(一)(48)、日置上(一)(49)、日置上(一)(50)、日置上(一)(51)、日置上(一)(52)、日置上(一)(53)、日置上(一)(54)、日置上(一)(55)、日置上(一)(56)、日置上(一)(57)、日置上(一)(58)、日置上(一)(59)、日置上(一)(60)、日置下(一)(1)、日置下(一)(2)、日置下(一)(3)、日置下(一)(4)、日置下(一)(5)、日置下(一)(6)、日置下(一)(7)、日置下(一)(8)、日置下(一)(9)、日置下(一)(10)、日置下(一)(11)、日置中(一)(1)、日置中(一)(2)、日置中(一)(3)、日置中(一)(4)、日置中(一)(5)、日置中(一)(6)、日置中(一)(7)、日置中(一)(8)、日置中(一)(9)、日置中(一)(10)、日置中(一)(11)、日置中(一)(12)、日置中(一)(13)、日置中(一)(14)、日置中(一)(15)、日置中(一)(16)、日置中(一)(17)、日置中(一)(18)、日置中(一)(19)、日置中(一)(20)、日置中(一)(21)、日置中(一)(22)、日置中(一)(23)、日置中(一)(24)、日置中(一)(25)、日置中(一)(26)、日置中(一)(27)、日置中(一)(28)、日置中(一)(29)、日置中(一)(30)、日置中(一)(31)、日置中(一)(32)、日置中(一)(33)、日置中(一)(34)、日置中(一)(35)、日置中(一)(36)、日置中(一)(37)、日置中(一)(38)、日置中(一)(39)、日置中(一)(40)、日置中(一)(41)、日置中(一)(42)、日置野田(一)(1)、日置野田(一)(2)、日置野田(一)(3)、日置野田(一)(4)、日置野田(一)(5)、日置野田(一)(6)、日置野田(一)(7)
- 二 区域の範囲
- 次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 区域の名称
- 通(一)(1)、通(一)(2)、通(一)(3)、通(一)(4)、通(一)(5)、通(一)(6)、通(一)(7)、通(一)(8)、通(一)(9)、通(一)(10)、通(一)(11)、通(一)(12)、通(一)(13)、通(一)(14)、通(一)(15)、通(一)(16)、通(一)(17)、通(一)(18)、通(一)(19)、通(一)(20)、通(一)(21)、通(一)(22)、通(一)(23)、通(一)(24)、通(一)(25)、通(一)(26)、通(一)(27)、通(一)(28)、通(一)(29)、通(一)(30)、通(一)(31)、通(一)(32)、通(一)(33)、通(一)(34)、通(一)(35)、通(一)(36)、通(一)(37)、通(一)(38)、通(一)(39)、通(一)(40)、通(一)(41)、通(一)(42)、通(一)(43)、通(一)(44)、通(一)(45)、通(一)(46)、通(一)(47)、通(一)(48)、通(一)(49)、通(一)(50)、通(一)(51)、通(一)(52)、通(一)(53)、通(一)(54)、通(一)(55)、通(一)(56)、通(一)(57)、通(一)(58)、通(一)(59)、通(一)(60)、通(一)(61)、通(一)(62)、通(一)(63)、通(一)(64)、通(一)(65)、通(一)(66)、通(一)(67)、通(一)(68)、通(一)(69)、通(一)(70)、通(一)(71)、通(一)(72)、通(一)(73)、通(一)(74)、通(一)(75)、通(一)(76)、通(一)(77)、通(一)(78)、通(一)(79)、通(一)(80)、通(一)(81)、通(一)(82)、通(一)(83)、通(一)(84)、通(一)(85)、通(一)(86)、通(一)(87)、通(一)(88)、通(一)(89)、通(一)(90)、通(一)(91)、通(一)(92)、通(一)(93)、通(一)(94)、通(一)(95)、通(一)(96)、通(一)(97)、通(一)(98)、通(一)(99)、通(一)(100)



こと。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十七年十一月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十七年十二月九日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十七年十二月二十四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三三三八七〇)にすること。



(三四〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十七年十二月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人らいと

代表者の氏名 梶山 滋

主たる事務所の所在地 下関市秋根南町一丁目一番五号

(三四一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十七年十二月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 名称 特定非営利活動法人山口県難治性血管奇形相互支援会  
 代表者の氏名 有富 健  
 主たる事務所の所在地 防府市新橋町一番一―号

(三四二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
 変更後の定款は、平成二十七年十二月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 名称 特定非営利活動法人ナベツル環境保護協会  
 代表者の氏名 西岡 武美  
 主たる事務所の所在地 周南市大字八代一八〇四番地の―

(三四三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十七年十一月二十日から平成二十八年三月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十一月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アクロスプラザ山口  
 所在地 山口市維新公園五丁目二番二―号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 三井住友ファイナンス& 東京都千代田区丸の内二丁目三番二―号 川村 嘉則  
 リース株式会社  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社チヨダ	舟橋 政男	舟橋 浩司

四 届出年月日

平成二十七年十一月九日

五 変更年月日

平成二十五年五月二十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アクロスプラザ山口  
 所在地 山口市維新公園五丁目二番二―号  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 三井住友ファイナンス& 東京都千代田区丸の内二丁目三番二―号 川村 嘉則  
 リース株式会社  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社岩崎宏健堂	周南市福川三丁目一八番二―号 河戸憲一郎	周南市下一の井手五六三六の五 富永 幸朗

四 届出年月日

平成二十七年十一月九日

五 変更年月日

平成二十五年十一月一日

